

第2期鳥取県営鳥取空港特定運営事業等 募集要項の概要

令和7年2月3日
鳥 取 県
(交通政策課 空港振興室)

I. 第2期鳥取県営鳥取空港特定運営事業等の目的及び前提条件

第1期鳥取県営鳥取空港特定運営事業等が終了した後の令和9年4月以降においても民間事業者による空港特定運営事業及びビル施設等事業の一体的かつ機動的な運営が行われるようにするため、第2期鳥取県営鳥取空港特定運営事業等（以下「本事業」という。）の優先交渉権者を公募によって選定し、さらなる空港管理の効率化、空港の利用促進、空港を拠点としたにぎわいの創出を実現する。

にぎわいの創出については、県による「ツインポート」及び「空の駅」化プロジェクトをより拡充させ、さらなるにぎわいを創出し、地域活性化の拠点施設として鳥取空港を発展させることを運営権者に求める。

II. 第2期鳥取県営鳥取空港特定運営事業等の概要

1. 事業期間

- ・ 当初20年間（オプション延長10年以内＋不可抗力等による延長を含め最長35年間）とする。

2. 事業方式

- ・ 公募によって選定された民間事業者（優先交渉権者）が設立する特別目的会社（SPC）が鳥取空港ビル株式会社の株式を取得する（鳥取県（以下「県」という。）が保有する株式は、全株式をSPCに譲渡する予定）。なお、鳥取空港ビル株式会社の従業員及び同社が締結している契約等については、特段の事情がない限り、運営権者となるSPCに承継されることになる。
- ・ 県は運営権者となるSPCと実施契約を締結する。

3. 事業範囲

ア 空港特定運営事業

(ア) 空港運営等事業（民活空港運営法第2条第6項第1号）

- 空港基本施設等事業（施設維持管理、空港運用、着陸料等の設定・收受等）
- 空港用地・附帯施設管理業務（空港用地及びこれに附帯する施設の管理等）

(イ) 空港航空保安施設運営等事業（民活空港運営法第2条第6項第2号）

- 飛行場灯火施設等の維持管理・運営等

(ウ) 環境対策事業（民活空港運営法第2条第6項第3号）

- 騒音測定業務、滑走路利用割合に関する地元調整への協力、県が実施する空港周囲部管理事業への協力

(エ) その他附帯する事業（民活空港運営法第2条第6項第4号）

- 国際会館の運営業務（施設維持管理、施設貸与、サービス提供等）
- 規程の策定等
- 空港用地等及び工作物等に係る貸付事業
- 駐車場事業（施設維持管理・運営等）
- ハイジャック等防止対策に関する費用負担
- 協議会（鳥取空港の利用を促進する懇話会並びに空港の利用促進及び空の駅化に関する協議会等）への参画
- 空港脱炭素化推進に関する事業・業務
- 運営権者が提案する事業・業務（空港の利用促進に関する事業、にぎわいの創出に関する事業等）
- 上記以外のその他附帯する事業（空港展望所の維持管理等）

イ ビル施設等事業

(ア) 国内線ターミナルビル施設事業（施設維持管理、施設貸与、サービス提供等）

(イ) 貨物ビル施設事業（施設維持管理、施設貸与、サービス提供等）

(ウ) 航空機給油サービス事業

(エ) グランドハンドリング事業

(オ) 移転元地の維持管理業務

(カ) 空港用地内及び空港用地外において実施する任意事業

4. 県が実施する事業・業務

ア 県が公益上必要であると判断した更新投資その他の投資

イ 危機管理に関する業務（県防災計画、広域医療搬送拠点等に基づく危機管理に関する業務）

ウ 空港の利用促進等に関する事業・「空の駅」化事業（主なものは次のとおり）

- 観光交流の促進に関する事業への金銭的支援及び外部との調整支援
- 航空運送事業者に対する金銭的支援及び外部との調整支援
- 鳥取空港の利用を促進する懇話会その他関係団体が行う事業に対する金銭的支援及び外部との調整支援
- 名探偵コナンの装飾に関する監修協議に係る業務及び外部との調整支援

エ 環境対策事業（生活環境及び自然環境に関する調査、離着陸対策事業及び空港周囲部管理事業）

5. 利用料金の設定・收受

- ・ 運営権者は、自ら又は運営権者子会社等をして、着陸料等、航空保安施設の使用料金、旅客取扱施設の利用に係る料金及び運営権設定対象施設の利用に係る料金を設定・收受できる。
- ・ 但し、着陸料等、航空保安施設の使用料金については、利用者が本空港を利用することを著しく困難にするおそれがあるなどの場合には、国土交通大臣から運営権者に対して変更命令が行われることがある。

6. 費用負担及び運営権者に対する財政支援

- ・ 運営権者は、実施契約に特段の定めがある場合を除き、次に記載の県からの財政支援を受けたうえで、本事業の実施に要するすべての費用を負担する。
- ・ 財政支援として、運営権者に対して運営交付金を交付することによって、鳥取空港の運営等に要する費用の一部を県が負担する。なお、運営交付金は、定額で交付するもの（定額交付分）と、次の実績等に応じて交付するものとで構成している。
- ・ 除雪費支援を目的とした運営交付金（あらかじめ定める固定額及び除雪費実績額が当該固定額を超過す

る場合に限り交付する追加交付額（当該超過額の95%）とで構成）を県が交付する。

- ・ 空港脱炭素化を促進させるため、グリーン電力（再生可能エネルギー源から生成される電力）発電設備の新規設置・運転に係る費用の一部を県が支援する。
- ・ 着陸料等による運営権者の実績収益が、運営権者の作成した単年度計画における計画収益を一定程度上回る場合（110%以上を達成する場合）、当該実績収益の一部を県に還元する仕組みを導入する。
- ・ 運営権者事由でない航空需要の著しい変動が生じた場合、県と運営権者で協議のうえ、運営交付金の増額を行う。

7. 運営権設定対象施設に対する更新投資等

- ・ 運営権者は、運営権設定対象施設について、維持管理（更新投資：更新・拡張・修繕）を行うことができる。
- ・ 運営権者は、運営権設定対象施設について、実施契約とは別に県との間で契約を結ばない限り、県が実施主体となったうえで委託実施する工事等を除き、建設（新規投資）及び改修を行うことはできない。

8. 運営権等の対価

- ・ 本事業における運営権の対価は0円を基本とする。ただし、運営交付金（定額交付分）を0円と提案したうえで、0円を上回る運営権対価を提案することは妨げない。
- ・ 着陸料等による運営権者の実績収益が、運営権者の作成した単年度計画における計画収益を一定程度上回る場合、当該実績収益の一部を県に還元する仕組みを導入する。【再掲】

9. 計画の策定、要求水準及びモニタリング

- ・ 運営権者は、本事業に係る計画として事業期間全体に係る全体計画、5年ごとの中期計画及び単年度計画を県に提出し、県の承認を得る。
- ・ 運営権者によるセルフモニタリングのほか、県はモニタリング及び第三者評価等を実施し、実施契約及び事業計画に基づく事業の実施状況や要求水準の充足状況等について確認する。

10. 県と運営権者のリスク分担

- ・ 運営権者事由でない航空需要の著しい変動が生じた場合、県と運営権者で協議のうえ、運営交付金の増額を行う。【再掲】
- ・ 土壌汚染等に起因して生じる損失について、当該損失が募集要項等で規定されていなかったこと又は募集要項等で規定されていた事項が事実と異なっていたことに起因する場合、運営権者は速やかに県に通知する。この場合、県が当該損失を補償する。
- ・ 不可抗力によって本事業の遂行が困難となった場合、運営権者は、書面をもって県に通知しなければならない。県は、運営権者から当該通知を受けた場合、運営権者とその対応方針について協議する。

11. 事業の継続が困難となった場合の措置

- ・ 県事由によって契約上の義務の履行が不能となった場合、運営権者は実施契約を解除できる。
- ・ 県事由による契約解除の場合、県は、運営権を取り消すと同時に、運営権者の損失を補償する。
- ・ 運営権者が、契約上の義務を履行しない場合及び要求水準違反を是正するための県からの勧告・命令に従わない等の場合、県は実施契約を解除できる。
- ・ 運営権者事由による契約解除の場合、県は運営権を取り消し、運営権者は県に違約金等を支払う。
- ・ 不可抗力が発生し、県による事業継続措置が行われる場合であって、本事業の復旧スケジュールを決定することができない場合、又は復旧スケジュールに基づく本事業の再開が不可能、若しくは著しく困難であることが判明した場合、県は実施契約を解除できる。
- ・ 契約解除の場合、運営権者は、県又は県が指定する者に適切な業務の引継ぎを行う。

III. 応募者の参加資格要件

- ・ 応募者は、単体企業又は複数の企業によって構成されるコンソーシアムとする。
- ・ 第一次審査書類の提出以降第二次審査書類の提出までの間、コンソーシアム構成員を追加することができる。なお、代表企業の変更は原則として認めないが、代表企業を変更せざるを得ない特別な事情が生じた場合は、県と協議するものとし、県が変更を認めたときはこの限りでない。
- ・ 単体企業、コンソーシアムの代表企業には、公共施設の運営等の一定の実績を求める。

IV. 本事業で予定されている公募手続

- ・ スケジュール

年 度	主な内容
令和6年度	● 特定事業の選定、募集要項等の公表*（2月3日） ● 募集要項等に関する説明会（2月18日）
令和7年度	● 第一次審査資料の提出期限（4月25日） ● 第一次審査結果の通知（5月頃） ● 競争的対話等の実施（5月～8月頃） ● 第二次審査書類の提出期限（8月頃） ● 優先交渉権者の選定・公表、基本協定の締結、SPC設立（10月頃） ● 運営権設定及び債務負担行為に係る議会への附議（2月頃）
令和8年度	● 実施契約の締結・公表（4月頃）、業務引継期間（約1年間）
令和9年度	● 第2期事業開始（4月～）

- ・ 第2期鳥取県営鳥取空港特定運営事業等優先交渉権者選定審査会の設置（委員名は五十音順）
（委員長） 谷本 圭志 国立大学法人鳥取大学 工学部 教授
（副委員長） 加藤 一誠 慶応義塾大学 商学部 教授
（委員） 岡本 陽子 公募委員（有限会社 楠衡器製作所）
中井 英子 鳥取商工会議所 女性会 副会長
廣田 恵里 アザレア税理士法人 公認会計士・税理士
山崎 優 鳥取すずらん総合法律事務所 弁護士

（※）「募集要項等」として公表するもの：募集要項、基本協定書（案）、公共施設等運営権実施契約書（案）、要求水準書（案）、モニタリング計画書（案）、優先交渉権者選定基準、様式集及び記載要領 など